



はい！こちら消費生活センターです

令和4年(2022年)4月1日から成年年齢が 20歳から18歳に引下げられます(第1回) ～これからどうなる？～

令和4年(2022年)4月1日から成年年齢の引下げが実施されます。「成年」(成人)になれば、契約が自分ひとりでできます。年齢が18歳に引下げられることに伴って何が変わるのか今月から3回シリーズでみていきましょう。

・18歳に変わるものとして 有効期間10年のパスポート取得や選挙権、クレジット契約が可能になります。また女性が結婚できる年齢は18歳に上げられます。ローンを組んで大きな金額の買い物をしたり、クレジットカードを作ったり、経験や知識が必要な金融取引も自分の判断でできるようになったり、様々なことを自分でできるようになりますが、同時に行動に対する責任も負うことになります。

・20歳になるまでできないこととして 喫煙や飲酒、そして競馬・競輪などはこれまでどおり20歳未満は禁止です。

「成年と契約について」

契約は身近にあふれています(電車に乗る、ネットでショッピングする、スマホで音楽をダウンロードするなど…)が、契約とは約束のうち法律が適用されるものです。契約は自分と相手が合意すれば成立し、口頭で合意するだけでも契約は成立します。契約をすると、権利と義務が生じます。自分勝手な理由で契約をやめることはできなくなり、一方で相手にも契約を守るよう、要求できます。契約を守らないでいると、最終的には相手から裁判所に訴えられ、損害を賠償することなどを命じられます。

次回からは2回にわたって消費者を守ってくれる法律とトラブルの事例などを紹介します。トラブルで困った場合は消費生活センター等に相談しましょう。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ(電話又は来所)

☎0774-72-9955 (ナニ?キューキューGOGO!)

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188(いやや!)番もご利用ください。

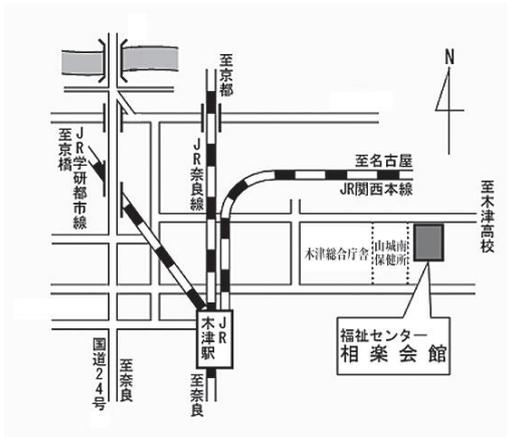
相談日 月～金(祝・休日、年末年始除く)

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

住 所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣(JR木津駅東口から徒歩約5分)

※土曜・日曜・祝日(年末年始除く)は075-257-9002(電話のみ)



相談すれば 楽になる